

ロシア系ユダヤ人移民をめぐる戦後ドイツの行政措置 ,
およびユダヤ人協会Jüdische Gemeindeの
社会的統合機能の現状について
変貌する統一後のドイツ・ユダヤ人社会

中 村 賢二郎

**On the Immigrant Policy of the Federal Republic of Germany
for the Soviet Jews from the Former Soviet Union
since the End of the Second World War,
and on the Social Integrating Functions of Jewish Community
in Contemporary Germany
Transformation of Jewish Community
after the Reunion of Germany
Kenjiro Nakamura**

Abstract

This paper examines the immigrant policy of FRG government for the Russian Jews from CIS since the end of the Second World War, especially after 1990s, and the social functions for integration of “ Jüdische Gemeinde ” in Berlin at present. The paper is based on the Article of Madeleine Tress in 1995.

目 次

- 1 . 背景
- 2 . 移民
- 3 . 主たる人口動向
- 4 . ベルリン
- 5 . 移民サービス
- 6 . 宗教団体の社会活動
- 7 . 社会・経済的統合
- 8 . むすび
- 9 . 付記
- 10 . おわりに

1. 背景

第2次ソビエト・ユダヤ人移民がはじまった1987年¹⁾に、当時のイスラエル首相のイサク・シャミルYitzhak Shamirは北米と西欧当局者と折衝して、西欧諸国のリーダーたちからイスラエルへの出国ビザを所持しているソビエト・ユダヤ人移民は難民資格を認められないから、イスラエルに移民するのがすじであるという保証をえようとした。1980年代は難民申請者数が突出して増大する状況もあって、大抵のEC諸国はよるこんでこの要請に応じたのに、ドイツ連邦共和国だけはこの国の「歴史的過去」のことを理由に、「ソ連邦からくるユダヤ人には」²⁾国境を閉ざさないで、政府もメディアもユダヤ人協会の活動の再興を歓迎するとした。ドイツ在住のユダヤ人市民たちも、ナチ時代のホロコースト以降の人口減と出生率の低下によるユダヤ人協会の高齢化と混成結婚率の加速化を憂慮していたので、ソビエト・ユダヤ人のこうした移民の到来でドイツ国内のユダヤ人の生活が再び活性化するのではないかと期待し、おおよかにこれを心配する声はきかれなかった。

ドイツでは、ガスト・アルバイター、難民申請者、帰還ドイツ人Aussiedler等の外国生れの国内在住者とか異民族差別、右翼の政治暴力にかんする多くの研究とは対照的に、ソビエト・ユダヤ人移民にかんする調査資料がこれまで殆ど公開されてこなかった。ドイツのユダヤ人の現状にかんする研究は「アメリカ・ユダヤ人年報」誌に掲載のBademannとOstowのレポートその他未公開のものも含めて調査プロジェクトの成果が若干あるのみで、アメリカ、ドイツともに新聞・雑誌はおもにアネクドト的な情報しか提供してこなかった。

本稿はこれらのデータはもちろんのこと、その他の国のソビエト・ユダヤ人移民の文献の活用、ならびに1993年度にベルリンでのベルリン・ユダヤ人協会の主要な情報提供者・職員その他の同協会会員とのインタビューで収集した資料をベースにしている。本インタビュー・記録・編集とも筆者すなわち、トレス女史自身のものである。

2. 移民

ドイツ連邦共和国はイスラエル、アメリカにつぐ世界最大のソビエト・ユダヤ人移民国である。(第1表参照)

第1表 年度別イスラエル・アメリカ・ドイツ連邦共和国へのソビエト・ユダヤ人移民数

年 度	イスラエル	アメリカ	ドイツ
1974	16,816	3,490	-
1975	8,531	5,250	-
1976	7,279	5,512	-
1977	8,348	6,842	-
1978	12,192	12,265	-
1979	17,614	28,794	-
1980	7,570	15,461	-
1981	1,767	6,980	-
1982	731	1,327	-
1983	387	887	-
1984	340	489	-
1985	348	570	-
1986	206	641	-
1987	2,072	3,811	569
1988	2,166	10,576	546
1989	12,172	36,738	568
1990	181,759	31,283	8,513
1991	145,005	34,715	8,000
1992	64,057	45,888	4,000
1993	69,132	35,581	14,759
1994	68,100	32,835	-

(出典) 全国ソビエト・ユダヤ人協議会，ヘブライ移民支援協会
 (HIAS)，ドイツ中央ユダヤ人福祉協会，連邦行政庁
 (ケルン)，世界ユダヤ人会議

1951年の難民の地位に関するジュネーブ条約によると、難民とは「人種・宗教・国籍もしくは特定の社会集団の構成員であること、または政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分な理由のある」個人である。1980年制定のドイツ難民手続法は、1991年1月9日付のボンで採択された全州首相決議Bonn Resolutions of the State Minister-Presidentsによって、ソビエト・ユダヤ人をその他の難民と区別して取扱うようになった。1980年代には、多くのソビエト・ユダヤ人が観光ビザでドイツに入国し、その後ドイツ連邦憲法の旧第16条第2項にもとづいて難民申請をするか、乃至は後述するようにこの国のユダヤ人協会に加入して、滞在ビザと労働ビザを手にしたのである。ドイツ連邦共和国憲法の旧第16条は「政治的理由により迫害された者は、庇護権を有する」と規定していたのに、その

後1993年7月1日付の同憲法改正で同条の適用範囲をさらに制限する修正立法が導入され、国境警備当局はジュネーブ条約加盟国、その隣境国や「安全な第3国」から難民申請者を追いかえず権限をあたえられることになった。しかし、ソビエト・ユダヤ人の場合は、上述のボン決議以降は、個人的難民申請者としてではなく、分担難民quota refugeeとして認定され受け入れられることになったので、このような制限措置はソビエト・ユダヤ人の受け入れの際には何のかかわりもなく、若干の移民手当の経費支給制限があるのみであった。

筆者はFix氏とPassel氏³⁾と同様に、移民immigrationと移民政策immigration policyとを区別する立場をとりたい。すなわち、ボン連邦政府は移民政策を決定し、契約労働者、ガスト・アルバイト、難民申請者、分担難民、ならびに外国人とはみなしえない帰還ドイツ人Aussiedlerに関するそれぞれの立法を制定した。つづいてこれらの移民たちをいかにしてドイツ国内の経済社会内に統合すべきかを決定するのは、ドイツ連邦共和国を構成するそれぞれの州政府の仕事なのである。

第2表 ドイツ連邦共和国の難民申請者および帰国ドイツ人とソビエト・ユダヤ人移民数

年 度	難民申請者	帰国ドイツ人	ソビエトよりの 帰国ドイツ人	ソビエト・ ユダヤ人
1979	-	355,381 ^a	7,226	-
1980	107,818	52,071	6,954	-
1981	49,371	69,455	3,773	-
1982	37,423	48,170	2,071	-
1983	19,737	37,925	1,447	-
1984	35,278	36,459	913	-
1985	73,832	38,968	460	-
1986	99,650	42,788	753	-
1987	57,379	78,523	14,488	569
1988	103,076	202,673	47,572	546
1989	121,318	377,055	98,134	568
1990	193,063	397,073	149,950	8,513
1991 ^c	256,112 ^b	221,995	147,320	8,000
1992 ^c	438,191 ^d	230,489	195,576	4,000
1993	322,842	218,888	-	14,759
1994	127,210	222,591	約167,000	-

(出典) ドイツ中央ユダヤ人福祉協会、連邦行政庁(ケルン)、ドイツ情報サービス局(ニューヨーク)、「移民ニュース誌」1995年1月号、「Deutschland Nachrichten」紙1995年1月13日号。

a - 1970年度 - 1979年度を含む。

b - 旧ソ連邦よりの5,690名を含む。

c - 1992年度には、ドイツに居住する旧ソ連邦よりの事実上の難民de facto refugeesは36,200名で、これらの者は政治難民とは認定されなかったが、ジュネーブ難民条約のnon-refoulement条項によって強制退去処分のできない者たちであった。

d - 旧ソ連邦よりの10,833名を含む。

ワルシャワ条約加盟国間にこれまでにあった旅行制限の緩和によって、ソビエト・ユダヤ人とAussiedlerの移民が容易になった。後者についてはドイツ連邦共和国憲法第116条が外国人とか移民とは異なり、彼らの帰還権を規定し、移住資格をもつ者として認めているのに、最近同帰還申請者数の減少（第2表参照）する理由の1つは、ドイツ政府当局が極力彼らの主たる居住地である旧ソ連邦・ポーランド、ルーマニアに留るよう移住希望者を説得し、経済・文的活動を支援したためでもある。1980年代後半ドイツへ移民を希望するソビエト・ユダヤ人の数はドイツへの移民希望者（個人的な難民申請者・Aussiedler）総数のうちのごく一部にすぎなかったのに、1990年8月になるとドイツ連邦政府は、ソビエト駐在のドイツ領事館にたいしてユダヤ人の新しいビザ申請を却下するよう勧告するだけでなく、東ドイツにたいしても同様な措置をとるよう要求したのである⁴⁾。その結果、同年度に1万名のユダヤ人がモスクワ大使館に今度はAussiedlerとしての申請手続をし、フランクフルトにはこうした活動を支援する委員会さえも設置されたのである。しかし、連邦政府当局はAussiedler本人の配偶者以外はこうした申請の大部分を認めなかった。

かくして、1980年代は西ドイツでの難民申請を希望して、要するに裏口から西ドイツに入国するために、ソビエト・ユダヤ人は、とりあえず東ドイツにツーリストとして入国しはじめた⁵⁾。西ドイツ政府がその入国を拒否すれば、東ドイツがこれらユダヤ人に難民資格を保障するだろうということを期待しての行動ではあるが。1989年のベルリンの壁の崩壊後、東ベルリンのユダヤ人文化協会は国会議員たちにたいして無期限付の滞在権をソビエト・ユダヤ人に認める法律を制定するよう運動した。しかし、東西ドイツの統一後の連邦政府は、旧東ドイツに居住する外国人はすべて母国に帰還すべきであるという方針をとった。これにたいし、西ドイツのユダヤ人協会は旧東ドイツに居住する数千名のユダヤ教徒をその対象にしないよう弁護した。そこでボン連邦政府はユダヤ人もドイツに移住を希望する非ドイツ人種グループと何ら区別はしないとしながらも、ユダヤ人移民数を毎年1,000名に限定する案を提出した⁶⁾。ドイツ・ユダヤ人中央協議会は、ユダヤ人移民を一般の移民と同列におくような考え方に異議をとらえた。そして、その後連邦政府は旧東ドイツ政府の認めた難民資格をあたえることに同意したのである⁷⁾。

ヘルムート・コール連邦首相は1991年1月9日にドイツの16州の全州首相をボンに召集して会議をもち、ソビエト・ユダヤ人は1980年7月22日付の難民手続法により人道的事由による分担難民として受入れる、さらに1990年6月1日以降にそれぞれの州が既に受入れた全ソビエト・ユダヤ人についても遡及して分担難民とみなすと決定した。さらに1991年

2月15日以降は、ソ連邦のドイツ領事館だけが難民申請受付の窓口となり、これまでのような時間的ロスになる官僚的な法手続をへずとも直接同窓口申請できることになった。そこで認可された申請書がケルンの連邦行政庁に送致されると、同庁は各州ごとに予め取りきめられている分担率に従って難民を分配することになる。また同申請書は各州の中央認定当局にも送致されるが、同局は常時その受入れを認可し、そのための援助を用意しなければならないのである。難民の配分にあたっては、それぞれの州の人口数に比例しておこなわれる。そのあとで、認可済の申請書をケルンの連邦行政庁は、旧ソ連邦にある領事館に返送し、同領事館は入国許可に伴うもろもろの条件を申請者に通知する。同手続完了までには約1年を要するのが普通である。

分担難民資格をとるための申請手続は以上のように先ず旧ソ連邦で開始しなければならない。難民としての資格をもたずにドイツに入国した者は、入国後移民当局に変更申請の手続をしなければならない。こうした移民法の一般規則は、旧ソ連邦より直接移住してきたユダヤ人や湾岸戦争中にイスラエルを出国した第2次移民にも同様に適用されるのである。滞在期間の延長といえども当該移民行政手続をふまずしてはできなかったのである⁸⁾。1991年当時、ドイツの大多数の各州の内務大臣はユダヤ人難民数を全体で年間10,000名にしぼる、ただし同移入実数がそれを超える場合は再検討することを決定していた⁹⁾。しかし、実際にはこの10,000名という上限が厳守されたわけではなく、また「ドイツ系ユダヤ人の復活の恐れありといった歴史的な世論の反響もみられなかった」¹⁰⁾。

ドイツでは、分担難民の申請をする際には、申請者はすべて身分証明書、パスポート、出生証明書とか、ユダヤ人としての申請要求を確認できるその他の文書を提示して、自らがユダヤ系であることを証明しなければならない。しかし、提示された証明書類についての判断の裁量権は、受入国のドイツ大使館側にある。例えば、パスポート上は国籍がウクライナ人となっていて、同申請者の祖父がユダヤ人であると供述した場合は、同申請は受理されないのが普通である。一方、正統なユダヤ法典halakhaによると、母親がユダヤ人である場合には、申請者はユダヤ人とみなされるので当然資格をもつのである。またソビエト法によると、両親のいずれかがユダヤ人である場合はユダヤ人とみなされるのである¹¹⁾。

3. 主たる人口動向

ヒトラー政権下の1933年には、ドイツ国内にいた約500,000のユダヤ人のうち330,000が

1936年 - 1939年間に国外に逃亡した。第2次世界大戦勃発直前の1939年9月には、わずか120,000しか残留していなかったのである¹²⁾。50年後の1992年12月31日付でドイツ・ユダヤ人中央福祉協会統計局は、ドイツ国内のすべての同協会会員登録者総数は、37,498名と発表した。トータル実数では40,000名をはるかに超えていたのである¹³⁾。ドイツ国内には次の3つの主要なユダヤ人グループがある。戦前より生きのびてきたユダヤ人グループ。第2次世界大戦終了後、ドイツ国内に生き残っていた難民グループ。その後ドイツにやってきた移民グループがそれである。ホロコーストのあとの生存者のうち、ドイツ本国に帰還した者はほんのわずかであり、大部分はイスラエル、米国その他の国に移住した。ホロコーストの生き残りとその子孫乃至は帰還亡命者returning exileとその子孫のうち第2次世界大戦以降も東西両ドイツに居住しているユダヤ人は今日のドイツ・ユダヤ人協会会員総数の15%にしかすぎない。約20,000名の難民が連合軍のドイツ占領中もドイツに残留していたが、彼らは旧ドイツ国民ではなかった。そのご数10年間に移住してきた第3グループに属する者とは、1960年代にドイツにやってきたイスラエルの経済移民、反ユダヤ的事件に遭遇してワルシャワ条約加盟国から逃れて東西両ドイツに居住する難民を含んでいる¹⁴⁾。

このようなソビエト・移民の2つの波にかんする詳細な記録は連邦乃至州レベルの統計局にも保存されていない¹⁵⁾、東ドイツも1989年のベルリンの壁崩壊以前のこうした記録を保存していなかった。したがって、ユダヤ人たることの身元をオーソドックスなユダヤ法のhalakhaの原則に基づいて証明するユダヤ人協会に登録のユダヤ人移民しか記録していないが、これをドイツ・ユダヤ人中央福祉協議会が保管していたことは重要である。というのも、ユダヤ法ではユダヤ人の母親より生れた者だけをユダヤ人としたのに、ドイツ連邦当局は両親のいずれか一方がユダヤ人であれば、本人を分担難民グループに算入しただけではなく、非ユダヤ人の親族までもそれに加算したのである。ドイツにやってきた分担難民数のうちの約20%は、イスラエルや米国へのそれと同様ユダヤ家系を証明する偽造文書によるものであるといわれている¹⁶⁾。さらにつけ加えていうならば、難民申請者とか本来の難民という法的カテゴリーでは入国できないようなソビエト・ユダヤ人もドイツにやってきて受入れられていることである。すなわち、分担難民contingentの場合は、ドイツ国内に滞在できても、何ら法的資格も社会的諸権利をもたない「寛大に取扱われる個人」tolerated Individual¹⁷⁾として1991年のはじめにベルリンへの入国が許可されているのである。

ナチによる迫害やホロコーストにたいする非公式の償いなのだといわれても、分担難民をふくめてドイツ国内に居住する国外からきたあらゆるユダヤ人にたいして、同じドイツ国内に居住する他の外人グループにはあたえられないような特権が認められている。国外からきたユダヤ人は、ドイツのユダヤ人協会に登録済みであることを証明さえすれば、移民当局の滞在許可と労働事務所の労働許可を直ちに入手できるのである。

第3表は、1987年から1993年末までの間の入国者数と認可数を示すものである。1989年度と1990年度にはそれらの数値がいずれも劇的に急増していることがわかる。

第3表 1987 - 1993年度間のドイツ連邦共和国へのソビエト・ユダヤ人の入国者数
および受入許可数

年 度	ドイツ中央ユダヤ人 福祉協議会	その他	連邦行政庁
1987	569 ^a		
1988	546		
1989	568	6,000	
1990	5,000	4,600 ^b	8,513 ^c
1991	8,000		
1992	4,000 ^d		
1993	-		14,759 ^e

(出典) アメリカ・ユダヤ人年鑑1989 - 1993年度およびケルンの連邦行政庁

a . 出身国不明。

b . 同数値はドイツ統一時の旧ドイツ民主共和国に在住ソビエト・ユダヤ人数。

c . 同数値は、1990年6月1日から1991年2月5日の期間中にドイツに入国し、分担難民として遡及して算入された数。

d . 中央福祉局の報告によると、1991年度と1992年度の新入国者は合計12,000名であり、したがって1992年度には約4,000名のソビエト・ユダヤ人が同協会に登録したことになる。

e . 同数値は、1991年2月15日から1993年11月2日間に分担難民として入国した全ソビエト・ユダヤ人を含んでいる。

これらの年度には、ソビエト連邦が移民政策を自由化し、ドイツ連邦共和国もまた東ドイツに暮らすソビエト・ユダヤ人を新移民として処遇した時期であった。ドイツ中央ユダヤ人福祉協会・連邦政府ならびにその他利用しうどの数値をみても、1987年度から1993年

度末にかけて、約25,000名のソビエト・ユダヤ人が入国許可されており、10年間でドイツのユダヤ人口を50%増加させたことになった。

分担難民計画の開始後、58,000名以上の申請者が出た。このことは云ってみると、旧ソ連邦に居留している個々人でも難民資格を認定されるというドイツ入国への補給路ができたことを意味している。1993年度には、このような難民申請書類が整理され、難民資格の承認をまちわびる約7,100名もの予備申請者がいたといわれた¹⁸⁾。

旧ソ連邦から新しく独立した国ぐにで暮らしていたユダヤ人の多くは、我が身を護るある種の「保険証書」として移民ビザの申請をしたが、彼らが母国を離れて合法移民としてドイツに入国するまでに、おそらくたくさんの障害物に直面しなければならないことを知っている。ユダヤ人が旧ソ連邦をはなれるまでには、例えば親族・前雇用主あるいはもろもろの施設の特に債務のないことを記した供述書類を提出するとかいったいくつかのクリアすべきハードルがあった。地元の警察によって、本人のこれまでの犯罪歴の有無がチェックされる。これらの書類のすべてをえたとしても、移民希望者は次にこれらの書類の検査や許可を認めてもらうために、多額のワイロを支払わねばならないのである。そのワイロの支払先は新独立国家の出入国管理当局だけでなく、越境国の当局にたいしてもなされなければならない。そして駐車場のタクシー運転手や空港労働者でさえも、ワイロを支払わないと出発をおくらせると威す場合があるとの苦情も出ているのである。途中ロシア連邦を通過する移民は、本国の価値の低いルーブルしか所持していないため、安値で買いたたかれるのである。ロシア連邦や新独立国家内部の汚職にたいするこうした異議申立を徹底して取上げ、真剣にうけとめられねばならない。ベルリンやデュセルドルフでえられる資料によると、ドイツ連邦共和国に現在居住しているソビエト・ユダヤ人の大部分は、旧ソ連邦のヨーロッパ側の共和国に属するロシアとウクライナ出身者が最も多く、それにつづいてバルト3国出身者も多い。(第4表参照)

第4表 入国ソビエト・ユダヤ人の出身国別割合（全入国者中のベルリンと
デュセルドルフの割合）1993年1月の報告

出身国	ベルリン（1992年度%）	デュセルドルフ （1992年度%）
バルト3国	8.1	1.1
白ロシア	-	3.6
中央アジア	3.5	2.5
グルジア・コーカサス	2.6	1.6
モルドバ	2.8	1.4
ロシア	29.6	33.7
ウクライナ	30.2	31.7
その他	23.2	24.6

（出典）Julius H. Schoeps「独立国家共同体よりのユダヤ人移民のドイツの
状況」1993年刊

4. ベルリン

ドイツは公式には各州の分担率に応じて難民を配分する方式を採用していると述べたが、ベルリンと旧東ドイツの各州は文化・政治的要因からそうした理論的配分以上に多くの難民を受入れていたのである。ソビエト・ユダヤ人側もベルリンという大都市をドイツ国内の他のそれよりもより東欧的なコスモポリタンな都会とみて、ベルリンこそドイツのソビエト・ユダヤ人生活のセンターと考えていた¹⁹⁾。ベルリン周辺の州でも、こうしたソビエト移民たちこそが正に老衰しつつあるユダヤ人協会の現状を活性化し、新しい型の同協会を増設する原動力になれるのであり、またかつてのユダヤ人協会所有の財産が既存のユダヤ人償還・継承機関the Jewish Restitution Successor Organizationの手におちないように地域のユダヤ人協会のために返還要求ができるのである²⁰⁾。というのも、旧東ドイツにある戦前からの多くのユダヤ人協会所有の財産が返還協定のなかで取扱われてこなかった。現存するユダヤ人協会だけがこれらの旧財産を使用することができることを論証しないと、償還・継承組織がこの財産を獲得することになってしまうのである。ベルリン市内には解隊後の軍キャンプやその他の旧東ドイツ所有の財産であった仮宿舍が連邦共和国を構成する他の州よりも多く残っていることも事実としてある。

1993年10月までのベルリン・ユダヤ人協会の登録者数は約10,000名で、そのうちの3,000名は1940年代後半以降のベルリン市内居住者であり、残りの6,000名は2つの大きな移民

の波のあいだにベルリンに移住してきたものたちである。1990年度のベルリン・ユダヤ人協会の会員数は、ソビエト移民数の増加によって6,411名から9,000名に急増したが、その大多数はいわゆる寛大に処遇された（黙許の）個人たちである。しかも1993年末までの分担難民総数14,759名のうち連邦政府が公式にベルリン州に割当てていたのはわずか101名にすぎなかった。そのためかベルリン市内の外国人人口のなかでもソビエト・ユダヤ人の数は突出している。ドイツ国内の外国人の1%たらずしかいないといわれているユダヤ人率がベルリン市内には5%にもなっているのである。

5. 移民サービス

難民の移住に必要なサービスの大部分を州事務所が提供するが、これに必要な手当は彼らがドイツ国内に到着後1年間で停止される。これに替ってドイツ国内の多くのユダヤ人協会が主に国税として10%随意に控除徴収する教会税Kirchensteuerのなかから資金援助をうけて追加サービスを提供する。こうした教会税による支援制度でも移住費用をまかなえなくなりはじめると、ユダヤ人教会は連邦政府に追加援助資金を要請した²¹⁾。

難民移住援助のための手続として作業は、まず到着までの必要経費と彼らが移住先の諸条件に馴れるために要する経費金額の査定からはじまる。食料・衣類・住宅等の基本的な必要物件が用意され、大人たちが就職し、子供たちが通学するようになってはじめて彼らの「正常な」生活を送れるようになる。第5表は現行の支援先リストである。ソビエト・ユダヤ人難民は2年間政府の宿泊所に居住し、相当の医療サービスをうけることができる。個人・団体・州立医療機関もあわせて若干のサービスをおこなっている。

第5表 ドイツ連邦共和国の難民給付

給付の内容	給付団体名
1. 仮宿舍	全額州政府支給。難民は普通到着後2年間難民と難民申請者用の特設簡易宿泊所Wohnheimに収容される。
2. 定住住宅	家賃援助支給の必要な極貧者に限定。それ以外には助成なし。調査の上、ユダヤ人協会が支援する。
3. 調度品	ユダヤ人協会が寄贈。
4. 臨時の衣料	州政府の助成とユダヤ人協会の寄付。
5. 玩具	ユダヤ人協会の寄贈。
6. 食料	州政府の助成。
7. 現金支給	財政的援助の基本は月平均成年者には月325ドル、子供には195ドルの州政府（社会保険事務所Sozialamt）の社会手当。雇用事務所Arbeitsamtが難民の就職斡旋を8ヶ月間支援。そのご有資格難民には失業手当を支給。
8. 医療支援	政府の保健プランで保障するが、保険料支払義務を免除。
9. 教育サービス	州立・ユダヤ人学校を利用。学校教育のすべては州の援助。大学・職業訓練教育も活用可能。
10. 子供保護	州政府。
11. 日常の事件管理サービス	州政府とユダヤ人協会。
12. 語学教育	8ヶ月間のドイツ語の訓練は州政府が行う。公的機関やユダヤ人協会もこれを指導する。ゲーテ・インステテュートもこれの下請機関となる。
13. 社交一般	ドイツ語訓練に関連する。
14. ユダヤ人としての蓄財	ユダヤ人協会。
15. 就職サービス	州政府とユダヤ人協会。
16. 就職訓練	州政府・ユダヤ人協会および私の下請機関。
17. 法律相談	ユダヤ人協会。

(出典) Jeroen Doornik著「ベルリンに到来する旧ソ連邦のユダヤ人移民(1990 - 1992年)」1993年刊。

6. 宗教団体の社会活動

ドイツでは、いくつかの公的機関が社会福祉活動をしたり、就職斡旋をうけもっているが、ソビエトからきた移民たちは州レベルでおこなうこうしたシステムに - ユダヤ人教会のおこなうそうした活動にも - あまり信頼をよせていない。同移民たちはドイツに入国する以前に、ユダヤ人協会は彼らと州当局との間の仲介役しかしていないという情報を入手しているので、同協会職員にたいしてウオッカや金銭を贈ってよりたやすく移民手当をもらおうと企む移民もいるとの同協会の社会福祉活動家の報告がよくきかれるのである²²⁾。こうしたドイツ系ユダヤ人の自治組織は市民の社会統合にかんして国家がおこなうはずの一般原則を説明するための州レベルの代理機関として活動し、同時にまだ宗教的社会活動乃至はユダヤ文化の啓蒙活動も支援している。Natan Sharansky, Ida Nudelといったここ数

年間イスラエルへの出国ビザを拒否されている著名なシオニストである拒否派refusnikをのぞけば、大多数のソビエト・ユダヤ人移民の間には、彼らが現在どこに移住しようがユダヤ人としての背景や移民動機に関してそれほど違いはほとんどないと云ってよい。旧ソ連邦では彼らのユダヤ性をソビエト国家政策と反ユダヤ主義が殆ど拒否してきた。現在のドイツのユダヤ人移民は一般的に、イスラエルのユダヤ人よりもユダヤ人としての生活について関心がうすい。

要するに、大抵のユダヤ人移民は自らのためにくまれた啓蒙プログラムに無関心である。そしてまたプログラムの内容の多くが、新移民に自らの生活手段を取り戻すチャンスを提供するという本来の目標にふさわしくないのは皮肉としかいえないのである。ドイツ系ユダヤ人協会に“部分同化” Segmental assimilationしかできずにユダヤ人の自治組織とも対立している難民もいる²³⁾。ソビエト・ユダヤ人は次の3タイプの生き方を選択できる。その1つは、ユダヤ人として、ドイツ社会内で養成され、その社会に統合されていくタイプ。それとは逆に第2のタイプは難民集合宿泊所に居住し、国や個人の援助慈善基金に依存しながらかなり非難対象にされやすい外人として生活するタイプ。そして第3は、ドイツに今在住するトルコ人のように、1つの適材適所を創り出してソビエト・ユダヤ人としての価値と結束を適度に配慮しながらそれを維持していこうとするタイプがある²⁴⁾。ドイツのユダヤ人協会は第1のタイプを選択している。しかし、同協会の啓蒙プログラムの内容はどちらかという温情主義的傾向が強く、独立助成をめざす政府の公的サービスとはむしろ対照的ですからある²⁵⁾。ユダヤ人自治組織はドイツに移住してきたがユダヤ人組織には型なりとも加盟しようとしなくて、旧ソ連邦より到着すると同時に彼ら自身のコミュニティを復活させようとするユダヤ教徒が最近増加していることに注目している。啓蒙プログラムの対象は子供・両親・高齢者を含む全家族である。通常、これらの移民の子供たちはドイツ政府が教会税で全額助成する全日制のユダヤ人学校に通学している。ベルリンにあるユダヤ人協会の会長は全日制学校に通学する生徒の大多数が難民であるとのべている²⁶⁾。

そこでは、絵画・彫刻・刺繍クラスや多くの場合移民自身の指導するイスラエルやユダヤの民族舞踊等、純粋芸術・応用芸術・舞台芸術を学習するチャンスとなる子供たちのための特別カリキュラムも設けられている。またユダヤ人団体経営のギムナジウムやプールもあって保健が重視されている。しかし、このような多くのプログラムのなかには、特にユダヤ的なものは一切ない。ただこのようなプログラムをセットするのはユダヤ人であり、こうした活動を通じてユダヤ人難民が他のユダヤ人と知り合いとなり、ユダヤ人としての

他の色々な活動のやり方を知るチャンスを用意するだけのことである。大都市のソビエト・ユダヤ人たちは、政府施設や非ユダヤ人施設を活用してドイツ語を学習するチャンスが多い。しかし、ユダヤ人組織は啓蒙プログラムをおこなうにあたり、社会的統合を準備する一部として新しくやってきたユダヤ人移民たちにドイツ語学習をすすめる。多くの新移民たちがこうした啓蒙プログラムに好意的なのは、彼らの生れた国では「普通の」ユダヤ人として生活を送ることが否認されていたためであると言うケース・ワーカーもいれば、いやそうではない、こうした宗教団体のおこなう社会活動は、これまでうけてきたマルクス・レーニン主義のそれとあまりかわりないとみる新移民のいることを指摘するケース・ワーカーもいる。

移民たちの間では「ドイツのユダヤ教は人気を失ってしまって、ただ過去の重荷を背負った宗教にすぎない」とした考えが滲透しているというベルリンのユダヤ人活動家もいる。ドイツのソビエト・ユダヤ人のユダヤ人組織加入率は米国に較べて高いが、あまりユダヤ的内容をもたない娯楽的な芸術活動により興味をもっている。新移民の多くがユダヤ教徒が用意し第1波の移民たちの開拓した特殊なコンピュータ・クラスや専門の助言グループ、各種の科学・技術研究集団等の仕事に参加している。ある移民調査員の報告によると、ユダヤ人教会に故意に加入する難民は10%たらずで、その他の大多数はドイツの市民社会にとけ込んでいく方を選んでおり、そうすることの方が、ドイツのユダヤ人協会の会員になるよりも多く成功しているようにみえると云う。

にもかかわらず、ドイツのユダヤ人協会は、主要なユダヤの安息日や祭事、そしてドイツのKeren Hayesodのロシア支部主催の行事に数百名もの新移民を参加させることに成功したことを誇りにしている。旧移民たちは自発的にあとからやってくる新移民たちに援助の手をさしのべている。そのうちには芸術家やインテリが比例的に多いので、文化的成功も目立っている。ユダヤ人協会共賛のアート・ギャラリーが最近旧東ベルリン地区に開設されて、移民のみならず、旧ソ連邦在住のユダヤ人芸術家たちの作品も展示している。18名のロシア人とウクライナ人移民の組織する新しい劇場もあり、ベルリン市の文化省、いくつかの演劇グループやベルリン・ユダヤ人協会の援助で運営されている²⁷⁾。

一方では、新移民たちに公的権利をみとめることに消極的な同協会職員もいる。現行の規則によると、最近6ヶ月間同協会会員として登録されていないと選挙権がないことになっているが、ドイツ・ユダヤ人中央評議会議長の話では、5年間のドイツ居住を選挙資格要件とするよう同評議会に同規則改正の申立をしている協会もいくつかあるという。そ

うした申立をした協会は、ソビエト・ユダヤ人の流入が同協会のこれまでにつちかわれてきた伝統的な権力基盤を浸食するかもしれないことを恐れている。同議長はそのインタビューのなかで、そのような改正は民主的ではない、どのユダヤ人協会も新移民の統合をいかにうまくおこなうか、さらに努めるべきであるとのべている²⁸⁾。

7. 社会・経済的統合

ドイツにやってきた新移民が先ず学ぶべきものにドイツ語がある。この語学研修は必須でドイツ到着と同時に開始され、就労をしやすくする。しかし、FreinkmanとFijalkowski氏はベルリン市の第2波ソビエト・移民にかんする1992年の研究論文のなかで²⁹⁾、入国後3年間でドイツ語の理解・会話・読書をよくするために学習を申請してきた者はサンプル調査の被対象者中わずか10%しかいなかった、うち3分の2(63%)はドイツ語の知識はあるが、自分の意思を他人に伝えられない者である、と報告している。国の雇用安定事務所は、普通、有償職種についておこなう職業訓練や再教育履修コースにかかる費用を助成している。大学通学希望者にたいしては、連邦職業教育促進法Bundesausbildungsförderungsgesetz通称Bafögが適用される。しかし、Schoeps氏はこれについて次のように述べている。13の都市のアンケート調査をみると、会話能力不足が就職希望先をせばめているのか、難民のうちの16.7%しか有償労働に就いていない³⁰⁾。さらに、労働力として就労中の者のうちの80%が自分は不完全就職者だと思っている³¹⁾。さらに同氏は、これら無給者のうち3分の1、すなわち37.5%が失業手当受給者で、4分の1、すなわち25%の者がドイツ語研修コースに登録し、はじめて難民手当を受給している。10%の者が職業再教育プログラムへの登録者で、9%が学生であると述べている³²⁾。

Doomernik氏もFreinkmanとFijalkowski両氏も³³⁾難民の多くが貿易ビジネス・ギャンブル機の金銭交換・軽食・野菜類の販売等の賭博労務や政府助成で購入した消費者用グッズの販売といったもぐり仕事Schwarzarbeitに大きく依存して生計を立てているという。1992年度の調査では、60%もの新移民が生きるためにこうした闇経済に依存して生活しているとの報告もある³⁴⁾。東ドイツ内に残留していたソビエト軍は、こうした多種多様な商品取引のもたらす利潤源となっていたのに、全ワルシャワ条約軍のいっせいで撤退と共にこうした不正な経済セクターが一掃されてしまったのである。

8. むすび

ドイツ国内のいずれのユダヤ人協会にも所属していないソビエト・ユダヤ人の実数を探ることは容易ではない。同協会はこれまでに精力的にこうした移民たちの支援と彼らのユダヤ人としてのアイデンティティ感の高揚に努めてきたが、自らユダヤ人たることを自証したいがためにドイツに入国し、そのごもユダヤ教徒とは慎重に一定の距離をおいて生活しようとしている移民を結束することは難しい。しかし職業とか専門のバックグラウンドが同じで、肩のこらない交友のネットワークのあるドイツの非ユダヤ人となら簡単に仲間になれるのかもしれない。ドイツのソビエト・ユダヤ人移民が、彼らの宗教上の信仰をはなれ、生来のユダヤ人組織にも加盟もしないで一異民族グループとしてそれぞれ自らの社会をいったい成長しつづけていけるかどうか興味をもってみたい。ベルリンのクルド人の場合は、クルド人婦人グループ、青年グループ、語学クラス、小さな印刷所、隣保カフェを設置した例がある³⁵⁾。ソビエト・ユダヤ人の間でも同様な団体が生れはじめてはいるが、たとえばペレストロイカ・カフェの例にみられるように、その殆どがカフェ付の主たる会合場所としては非公式なものにすぎないのである³⁶⁾。文化・政治・経済的に結束困難なもとで、こうした団体の出現がベルリンのユダヤ人協会の「自ら助くるものは助く」といったスローガンの実現を反映するものであるか、それとも市民社会と国家の関係を民族的な政治組織の一員として意識的に(すなわち民族的völkisch市民概念で)³⁷⁾とらえ直すことをうつし出したものであるか否かを判断するのはまだ時期尚早なのではあるまいか。

ドイツにもロシア人マフィアの芽生えのあかしがみられるといった逸話もあるが、60万人以上の帰還ドイツ人Aussiedlerを含めユダヤ人以外にも旧ソ連邦から多数の民族がきているので、ユダヤ人がロシアの組織犯罪を策動しているとは速断できない。

帰化率だけで統合の度合を計ると、ソビエト・ユダヤ人の場合は成功しているといえる。ドイツの情報センターのレポート³⁸⁾によると、第1波の約1万名のソビエト・ユダヤ人(申請者年齢は8才から15才まで)がドイツの法的滞在要件をみたしたのちにドイツ市民となったという。第2波の移民も1995年度以降には市民としての資格をもつことになる。

ドイツは多くの西欧諸国同様に、ポスト産業社会になり、社会の経済構造の一そうのハイテク強化が要求される時代になったにもかかわらず、多くの移民たちはこれまでの伝統的な工業・産業部門に就労している。かくして東西ドイツ統一は失業率約9%という代価を支払うことになった。この高い失業率は西欧では平均的なものとしても、世界の先進資本主義経済国家のなかでも最高である。

国粹主義者の活動や外人排外主義運動の高まりのなかで、ドイツ国内に在住する難民たちは「貧困にあたいしない」unworthy poorとのランク付けをされ、合法的に最近やってきた移民たちのためのもろもろの福祉手当の支給制限がなされる恐れにさらされているのは心残りである。ソビエト・ユダヤ人たちは地理的に一定の地域に集合してそれぞれの州の提供した家屋に居住しているので、容易にみわけられやすいために右翼の政治暴力の対象になりやすい。また依然つづく旧ソ連邦内の社会不安のために、今後数年間は、さらに多くのソビエト・ユダヤ人がドイツに移民することが予想される。

9. 付記

本企画研究は、ドイツ・アカデミー交流協会の訪問研究奨励金の援助をうけておこなった。筆者Tressは本論文の初稿段階でThomas FaistとZvi Gitelman両氏のコメントをえたことに感謝する。本論文でのべたいいくつかの見解はすべて筆者自身のものであり、ヘブライ移民支援協会の公式見解ではない。

10. おわりに

最近ここ数年来、旧ソ連邦ユダヤ人の急増する大量移住をうみ出す原因となったコール首相の移民政策の矛盾と失敗を追求した記事がようやく発表されるようになった。ここではそのうちの代表的なものを要約紹介しておく。1996年第22号の「シュピーゲル」誌は移民欄に³⁹⁾、「できる限り少なく」So leise wie möglichと題する先日逝去したIgnatz Bubisとのインタビューをもまじえた4ページにわたる記事を掲載した。副題は「旧ソ連邦出身のユダヤ人のドイツ受入れを約束したヘルムート・コールを外務省は非難する。現状はあまりにも多数の、しかも偽装ユダヤ人が入国してきている。入国制限を同氏があえてしようとししないのは、ドイツのユダヤ人組織とのもめごとになるからである」である。

ソ連邦は崩壊したのに受入規則Aufnahmeregelungだけが残ることになってしまったが、移民たちは、独立国家共同体のドイツ代表部に移民申請書を提出し、規則通りうまくことがはこんでいる。しかしドイツ連邦外務省はいくつかの疑義をもっている。そこで今後も継続するであろう大量移民を前に自由民主党員のKlaus Kinkel外相は、1995年12月19日付で今や周知の回章Runderlaßを独立国家共同体のドイツ大使館に配布して以下のように警告した。1991年より1995年11月30日までに38,792名が同受入手続によって入国した。このうち8,535名はツーリストとして入国し、そのままドイツ国内に残留した者である。現

在も110,308名が入国申請中であるが、すでにうち約40,000名以上が受入決定済の者である。さらに数10万のものが長蛇の列をなして、入国申請を希望している。ソ連邦崩壊以後はすでに本来の受入れのもろもろの理由がなくなっている。中央アジアの独立国家共同体での個別事情をみると、旧ソ連邦領土内では、ユダヤ人は迫害を受けていないし、ただ個別事件で個人的動機から差別的に取扱われているだけである。ドイツへの彼らの入国は、ユダヤ人協会の強化にわずかばかりは貢献している。大多数の移住民は数10年にわたる共産党の支配下で、ユダヤ人協会との宗教的結びつきを失っていた。彼らにとり、ドイツのユダヤ人協会が必要なのは彼らの新生活のスタートに要する物質的な手当materielle Starthilfeを保障してくれるからにすぎない。入国後同協会の会員になったものは、移住者のうちのわずか20%にすぎない。受入申請当局に提出されたユダヤ人帰属証明書の多くが偽造されており、うち出国申請事由は専ら経済的なものが殆どである。

今年（1996年）10月に外務省は入国規則の改正を目的に移民問題について、旧ソ連邦内の全外国代表部の出席する領事協議会をキエフで独自に召集した。キンケル外相はそのメモに「彼らの受入れに努める本来の目的からはかなり逸脱しているために、こうした受入手続をつづいて継続すべきか否かといった政治的基本問題Politische Grundsatzfrageが依然として未解決のままにおかれている」と記入することをおそれなかった。さらにAA-Papierでは、ユダヤ人協会中央評議会とのかかわりなしに、これの廃止はできないとし、「むしろ、改正には連邦首相と同評議会との取りきめが必要である」これについて「戦後50年目にあたる1995年度もこのチャンスを失したが、好機を逸したものの、この基本問題を提起しなければならない」としている。

コール首相は、現今特に、こうした乱用がなされつづけると、この国で移民にたいする敵意が急増しはしまいかと気づかっている。いずれにせよ、ボン連邦政府も今となっては旧ソ連邦からのユダヤ人のために設けられた特別規則がよいものとは思っていない。ディアスポラとして迫害されたユダヤ人の唯一の避難場であるイスラエルも、これを不法とみている⁴⁰⁾。まえまえからイスラエルはドイツへの移民に反対している。殺人者ナチの国での生活をイスラエル国民の大多数は考えられないとみている。大統領Ezer Weizmanは先程ホロコースト後もドイツでユダヤ人が生活していることを理解できない、ユダヤ人の住む場所はイスラエルであるとのべた…。一方、ドイツのユダヤ人協会の代表者たちも今年（1996年）3月にはじめて、連邦と各州の外国人法の専門家を召集し対策を話し合ったが、参加者は大量移民路線をそのままつづけることでまとまった。

本稿は、1995年6月発行の「社会学ユダヤ・ジャーナル」誌に発表されたMadeleine Tress論文⁴¹⁾の邦訳・紹介をてがかりに筆者がこれまで取り組んできた戦後とりわけ、統一後のドイツの東欧移民受入措置の法的側面の解明の作業の1つとして今回は専らロシア系ユダヤ人移民問題関係資料を調査したものである。しかし、戦後ドイツのかかえるユダヤ人問題の現状のいったんについてもふれざるをえなかった。すでに、同様な調査・紹介作業をP. PolyanとK. Teschemaher論文⁴²⁾およびBarbara Dietz論文⁴³⁾でも試みてきた。本稿のTress論文は最近発表された同問題に関する数少ない調査研究のなかでも連邦政府当局の移民行政手続事務の運用の実態およびユダヤ人協会の活動・機能、とりわけベルリンでのロシア移民の生活の諸側面の実態についてこれほど詳細かつ公平にリアルに分析・記録した文献はドイツでもあまりみあたらない。今後の同問題研究のための基本文献としても貴重である。本論文はすでに前掲のDietz論文でも引用されている。

今後の研究の若干の問題点を以下連記しておく。1995年12月のキンケル回章にみられる連邦外務者のソビエト・ユダヤ人移民対策には、発表の時期からしてもTress論文と共通する問題認識がみられる。ただ最近のロシアのマスコミ報道からみても、キンケル回章のユダヤ人移民受入理由の根拠がなくなった、とする中央アジアでのユダヤ人迫害の事実にかんする実態調査には若干の疑問がありはしまいか。さらにまた適正な偽装移民の対策問題の扱いについては、その性別・年齢別・出身地別・就労職種別実数とその多様な手段・方法および出国理由についてもなお詳細な調査が必要である。ところで、「基本的政治問題」対策を引き継いだ閣僚の半数が戦後生れのシュレーダー現政権が、同移民対策にどういった政治姿勢を示しているのかまだ明らかでない。コール首相の心配した急増する優遇されてきたユダヤ人移民にたいする民族的敵意ないしは反感なるものが、すでにドイツに長らく在住する多数各国からの外国人労働者間のみならず、戦後ホロコースト・ストレスに悩んできたといわれるドイツ国民の間にどのようなかたちをとって潜在しているのか⁴⁴⁾等を探るためにも、より正確なユダヤ人移民の産業別・階層別就労状況・戦後のドイツ国民のさまざまに屈折したユダヤ人感情等の地味な実態に迫るミクロの社会意識調査をさらに精力的にこころみる必要がある。近未来において再び2度とユダヤ人にたいするゾーリングンやメルンの炎をおこさせないためにも⁴⁵⁾。より高度の少子・高齢化社会の発展を維持するには、アジア諸国からもより多数の他民族ハイテク労働力の大胆な導入を迫られることが必至の21世紀の我が国にとって、多民族国家ドイツ連邦政府の寛容かつ積極的な民族共生の行政借置は、大いに参考となる指標である⁴⁶⁾。(1999年12月6日脱稿)

注

- 1) 移民の第1波は1970年代初期にはじまり、1979年にピークを迎え、1981年に終わった。第2波は本稿執筆現在（1995年はじめ）も進行中である。
- 2) Frank Collins, 'As Soviet Jews Seek Other Destinations, Israel Blocks the Exits', *The Washington Report on Middle Eastern Affairs*, August/September 1991, p. 8.
- 3) Michael Fix and Jeffrey, S. Passel, *Immigration and Immigrants. Setting the Record Straight*, Washington, D.C. (The Urban Institute), 1994.
- 4) Y. Michael Bodemann, 'Federal Republic of Germany' in *American Jewish Year Book*, New York and Philadelphia, 1992, pp.360 - 72.
- 5) Charles Hoffman, *Gray Dawn : The Jews of Eastern Europe in the Post-Communist Era*, New York, 1992, p.203.
- 6) Andrei S. Markovits and Beth Simone Noveck, *The World Reacts : The Case of West Germany*, Santa Cruz, CA (Board of Politics, University of California), unpublished manuscript, 1992.
- 7) David Kantor, '800 Soviet Jews Now in East Germany, Thousands More Applying in Moscow', *Jewish Telegraphic Agency Daily News Bulletin*, 5 September 1990, p. 3.
- 8) 'Das Kontingent gilt nur für Juden aus der Sowjetunion', *Allgemeine Jüdische Wochenzeitung*, 21 February 1991, p.11.
- 9) 'Federal Republic of Germany' in U.S. Committee for Refugees, *World Refugee Survey*, Washington, D.C., 1992, pp.70 - 72.
- 10) Frank Stern, *German Unification and the Question of Antisemitism*, New York (American Jewish Committee, Institute of Human Relations), 1993, p. 5.
- 11) *Allgemeine Jüdische Wochenzeitung*, op. cit. in Note 8 above.
- 12) Hoffman, op. cit. in Note 5 above.
- 13) Robin Ostow, 'Federal Republic of Germany' in *American Jewish Year Book*, New York and Philadelphia, 1994, pp.306 - 27.
- 14) Uri R. Kaufmann, 'Jewish Life in the Federal Republic of Germany' in Uri R. Kaufmann, ed., *Jewish Life in Germany Today*, Bonn, 1994, pp. 9 - 14.
- 15) Jeroen Doomernik, 'The migration of Jews from the (former) Soviet Union to Berlin (1990 - 1992) . Preliminary findings of a research project', paper presented at Neue Mobilitäten Bausteine der europäischen Integration, Berlin, 23 - 24 April 1993. Julius H.Schoeps, *Das Deutschlandbild Jüdischer Einwanderer aus der GUS : Dokumentation der Ergebnisse einer aktuellen Umfrage zur Problematik der sozialen Integration und kulturell religiösen Selbstbehauptung vor dem Hintergrund von Ausländerfeindlichkeit und Antisemitismus*, Duisburg/Potsdam (Salomon Ludwig Steinheim Institute and Moses Mendelssohn Center), 1993.
- 16) Doomernik, op. cit. in Note 15 above.
- 17) Y. Michal Bodemann and Robin Ostow, 'Federal Republic of Germany' in *American Jewish Year Book*, New York and Philadelphia, 1993, pp.282 - 300.
- 18) Doomernik, op. cit. in Note 15 above.
- 19) Michael Brenner, 'Jewish Life and Jewish Culture in Berlin After 1945' in Uri R. Kaufmann, ed., op. cit. in Note 14 above, pp.15 - 26.
- 20) Bodemann and Ostow, op. cit. in Note 17 above.
- 21) Bodemann, op. cit. in Note 4 above.

- 22) Doomernik, op. cit. in Note 15 above.
- 23) Alejandro Portes and Min Zhou, in 'Should Immigrants Assimilate?', *The Public Interest*, no.116, 1994, pp.18 - 33, 本論は, segmental assimilationという用語を米国の移民プロセスの定義に使用しているが, ドイツ市民社会の異類混交性heterogeneityの増大とこの国の政治の民族化ethnicizationを考えると, ドイツでも同様に応用できるタームである。
- 24) Joachen Blaschke, 'Refugees and Turkish Migrants in West Berlin' in Danièle Joly and Robin Cohen, eds., *Reluctant Hosts : Europe and its Refugees*, Brookfield, VT, 1980, pp.86 - 103.
- 25) Steven J. Gold, 'Dependency, Stigma and the Structure of Refugee Resettlement', paper presented at the American Sociological Association, San Francisco, August 1989; Steven J. Gold, *Refugee Communities. A Comparative Field Study*, Newbury Park, CA, 1992; and Steven J. Gold, 'Soviet Jews in the United States' in *American Jewish Year Book*, New York and Philadelphia, 1994, pp.3 - 57.
- 26) Personal interview with Jerzy Kanal, 27 September 1993, Berlin.
- 27) 'Jüdisches Theater Berlin eröffnet', *Deutschland Nachrichten* (German Information Center, New York), 18 February 1994, p. 7.
- 28) Personal interview with Ignatz Bubis, 29 September 1993, Berlin.
- 29) Nelli Freinkman and Jürgen Fijalkowski, *Jüdische Emigranten aus den Ländern der ehemaligen Sowjetunion, die zwischen 1990 und 1992 eingereist sind in Berlin leben - eine Studie über Besuchs-, Zeitarbeits und Niederlassungsinteressenten*, Berlin (Immigration Committee of the Berlin Senate/Free University of Berlin : Institute on Migratory Workers, Refugee Movements and Minority Policy), unpublished manuscript, November 1992.
- 30) Schoeps, op. cit. in Note 15 above.
- 31) Freinkman and Fijalkowski, op. cit. in Note 29 above.
- 32) Schoeps, op. cit. in Note 15 above.
- 33) Doomernik, op. cit. in Note 15 above; Freinkman and Fijalkowski, op. cit. in Note 29 above.
- 34) Freinkman and Fijalkowski, op. cit. in Note 29 above.
- 35) Blaschke, op. cit. in Note 24 above.
- 36) Freinkman and Fijalkowski, op. cit. in Note 29 above.
- 37) Thomas Faist, 'How to Define a Foreigner? The Symbolic Politics of Immigration in the German Partisan Discourse, 1978 - 1993', *West European Politics* vol.17, 1994, pp.50 - 71.
- 38) *Focus on. Foreigners in Germany : Guest Workers, Asylum-Seekers, Refugees, and Ethnic Germans. Facts and Reflections*, New York (German Information Center), 1991.
- 39) Der Spiegel. 22/1996. pp.22 - 25. なお, 本Tress論文では偽装ユダヤ人移民については 16)周辺で一部ふれているだけである。
- 40) 1999年(平成11年)12月6日付の朝日新聞の国際欄(10版)世界ルポルタージュの項で, 最近のイスラエルでの旧ソ連系移民の動向について「豚肉食べてもユダヤ人? 宗教家らが排斥運動」と題する以下のようなレポートを掲載している。「移民に関する法律では, 宗教的には「純粋な」ユダヤ人とはいえない人でも, 肉親にユダヤ人がいればイスラエル市民として移住が認められる。条件が厳しくて家族の一部が移民できなくなる事態を防ぐためだ。また, 戒律厳守派の宗教人に「ユダヤ人」のふるい分けの権限を握らせないため, ともいわれる。旧ソ連からの移民は, 1989年にユダヤ人の出国が緩和されてから急増し, 今年5月の総選挙の時は有権者428万人のうち80万人, 約19%を占めるまでになった。ベイトシエメシュ(同市は人口3,700人。土地が安く,

エルサレムや商業都市テルアビブへの通勤にも便利のため近年、人口が急増。旧ソ連からの新移民も6,000人にのぼる)でも市議17人中3人が旧ソ連移民党だ。問題は、差別から逃れるという理由だけでなく、イスラエルへの移住を経済的苦況から脱出する好機ととらえ、ユダヤ人の縁故をたどり、あるいは偽ってまで出国してくる移民も数多いことだ。「ユダヤ教と無縁の異邦人であふれたら、イスラエルはユダヤ人国家でなくなる」という危機感を持つのは、宗教政党関係者に限らない。旧ソ連系移民の中にも「ユダヤ人性」を守れと主張するグループができた。他方、アラブ系イスラエル人のように、ユダヤ人ではないのに、「ユダヤ人国家」への忠誠を迫られる人びともいて、国家の性格づけの議論を難しくしている。」

41) The Jewish Journal of Sociology, vol.37, no, 1, June 1995. p.39 - 54.

42) 拙稿「独立国家共同体よりドイツへのロシア系ユダヤ人の最近の流出動向ならびにドイツの行政措置について(1)」吉備国際大学社会学部研究紀要 第9号, 1999年刊 p.157 - 168。

43) 拙稿「同上論文(2)」吉備国際大学社会学部研究紀要 第10号, 2000年刊。

44) ホロコースト以降、戦後ドイツ国民(統一前の西独・東独ドイツ国民を含む)の日常生活におけるユダヤ人にたいする個人的な民族感情の深層をドイツ文献から探ることは容易ではない。(ユダヤ人側からの最近の文献としては、Franz J. Jürgens, Wir waren ja Eigentlich Deutsche - Juden berichten von Emigration und Rückkehr - . Aufbau Taschenbuch Verlag, 1997. Herlinde Koelbl, Jüdische Portraits - Photographien und Interview, Fischer Taschenbuch Verlag, 1998. .なお、政治意識までアンケート調査した文献として、Alphones Silberman u, Herbert Sallen, Juden in Westdeutschland - Selbstbild und Fremdbild einer Minorität, Verlag Wissenschaft und Politik, 1992) ホロコーストといかに向きあうか、について1998年10月11日フランクフルトのパウロ教会でのドイツ書籍出版協会主催の平和賞授与式での著名な作家マルチン・ヴァルザーMartin Walser (72才)の演説に端を発するユダヤ人中央評議会議長故イグナツ・ブービスIgnatz Bubis (72才)とのマスコミをさわがした大論争でも「道徳的こん棒」Moralknüppelに加えて、「アウシュビツの手段化」Instrumentalisierung von Auschwitzが依然として論点の中心におかれた。しかし本論争で注目されるのは、統一後の21世紀ヨーロッパで政治・経済発展の中核たらんと雄飛する新生ドイツ国民が「過ぎ去ろうとしない過去」をいかに反省しこれと対決すべきかという真摯な市民的姿勢が争われ若干なりとも世論として明らかにされた点にある。本論争をめぐり週刊誌Spiegelによせられた学生・一般市民の投書のなかには次世代の若いドイツ市民の本音が語られ参考になる。(同誌の同論争にかんする参考資料としては、1998年49号 98.11.30刊は「ナチの過去との新しい付き合い方 - 責任に時効はあるのか?」の特集号p.30 - 54. 参照。同誌50号p.236 - 239はユダヤ人学生とのインタビュー。同誌53号p.148 - 149は“Also doch Erbsünde?” Eine deutsche Studentin wehrt sich gegen Schuld zuweisungと題するドイツ人女学生の率直な感想。なお同誌51号は同誌49号の特集号記事の読者感想を掲載しているが参考になる。p.8 - 14. .)すでに同論争をめぐるFrank. Schirmacher編集の記録資料がDie Walser - Bubis Debatte Eine Dokumentation . の書名でSuhrkamp Verlag KG.DM.40 より1999年末に発刊されている。また、1999年12月11日深夜のNHK海外ドキュメントでも、題名「ホロコーストといかに向きあうか ドイツのバルザーとブービスの論争」がTV映像として45分間放映された。なお、同論争前後にドイツ国内ではナチス時代の強制労働に対する約100億マルク(約5,200億円)の補償金額の交渉がナチスの戦争の準備を支援し、アウシュビツの強制収容所内の軍需工場内で約12万人を死亡させたIGファルベン(IG Farben)の清算会社を含む、ドイツの約60企業の参加する補償財団との間で難航していたという社会的事件があった。ウヴェ・リヒタ、渡部訳「ドイツの転回 ドイツ銀行、アウシュヴィツ、そして道義」雑誌「世界」2000年2月号, 第671号。P.169 - 176参照。

45) メルン放火事件については、五島昭「大国ドイツの進路 欧州の脅威か統合の中核か」中公新書1279号1995年12月刊。p. 6 - 27参照。

46) 「約束された土地ドイツ。わずか7年間でユダヤ人人口3倍に」と題する Jerusalem Post 紙の掲載のロシア系非法ユダヤ人nicht halachische Judenの急増による二重組織問題記事は(1999.12.22現在) <http://www.hagalil.com/Schweiz/rundschau/>で参照できる。なお、デュッセルドルフ発行の在欧邦人向け週刊誌「ドイツ・ニュースダイジェスト」nr.294, 2000年1月15日号は、「在独ユダヤ人評議会新会長にシュピーゲル氏」と題する以下のような記事を掲載している。

ドイツ在住のユダヤ人約十万人を代表する在独ユダヤ人評議会は九日、理事会を開き、昨年九月に亡くなったイグナツ・プービス前会長の後任にパウル・シュピーゲル前副会長(62)を選出した。新会長に就任したシュピーゲル氏は、大戦中ベルギーの農家に隠れてナチスの迫害を逃れ、戦後はジャーナリストとして活躍。現在デュッセルドルフでアーティスト・エージェンシーを経営する傍ら、国内で二番目に会員の多いノルトライン地方ユダヤ人コミュニティー代表と、週刊新聞「アルゲマイネ・ユダヤ」の名誉支配人を務めている。

戦後半世紀を経て、ホロコーストを生還した世代が少なくなる中、ユダヤ人コミュニティーも大きく変わりつつある。特にベルリンの壁崩壊後、旧ソ連から多数のユダヤ系移民がドイツに流入し、一九九〇年には三万人だったユダヤ人人口は、現在十万人に達している。

これら移民の多くは、ドイツ語を話さず、旧ソ連時代の宗教抑圧政策のためユダヤ教の伝統を知らずに育ったため、かれらの経済的・文化的融合はドイツ・ユダヤ人コミュニティーにとって大きな問題となっている。シュピーゲル新会長は、この問題に積極的に取り組むとともに、プービス前会長に倣い「ドイツ民主主義の危機を感じた場合は、政治的にも積極的に発言してゆく」と抱負を語っている。

高松大学紀要

第 33 号

平成12年 2月18日 印刷

平成12年 2月25日 発行

編集発行

高 松 大 学
高 松 短 期 大 学

〒761-0194 高松市春日町960番地

TEL (087) 841 - 3255

FAX (087) 841 - 3064